

平成24年度事業計画

基本方針

日本経済は未曾有の被害をもたらした東日本大震災、さらにはタイの大洪水により景気を牽引してきた生産拠点が甚大な被害を受け、大きな痛手を被りました。加えてギリシャに端を発した欧州金融危機の余波を受け、円高が急激に進み、貿易収支が31年ぶりに赤字に転じるなど輸出産業を中心に非常に困難な状況におかれています。

このような中、福祉を取り巻く環境は、国家財政の悪化がさらに進む中で、少子・高齢化の急速な進行により、年金・医療・介護などの社会保障費が毎年1兆円以上増加するなど、厳しい状況に置かれており、本来、持続的であるべき社会保障制度の根幹が大きく揺らいでいます。

また、依然として厳しい雇用環境が続く中で、生活保護受給者は205万人を超え、制度発足以来、最高値を記録するなど、格差拡大は続き、多くの生活困窮者を生んでいます。

さらに、地域においては、家族内の見守り機能の低下や地域連帯感の希薄化が進む中で、孤独死や自殺、虐待、消費者被害、ひきこもりなど地域社会からの孤立化を起因とした社会問題が深刻化しています。

このような課題が山積する中、社会福祉協議会は、公共性の高い民間団体として、多様化する社会問題を、的確、迅速に受け止め、共助を基調とする地域福祉の向上を目指すとともに、介護保険事業所として利用者本位の質の高い介護サービスを提供するなど、真に市民のニーズに応え得る事業展開を図っていくことが求められています。

以上の課題を踏まえ、本年度は以下「3本の柱」を最重点に事業展開を図ります。

第1に、災害対策の抜本的見直しと強化を図ります。

今回の東日本大震災を大きな教訓として、高い確率で発生が予想される東海地震に備え、新たに災害支援積立金を創設し、災害対策の抜本的見直しと強化を図ります。この一環として被災時における社協の重要な責務である災害ボランティアセンター立ち上げを柱とする防災対策に真剣に取り組むとともに、食糧備蓄など利用者の安全確保対策を進めます。併せて、東日本大震災被災地復興に対するさらなる支援を継続して進めます。

第2に、今、最も必要とされている地域の絆づくり・小地域福祉活動の輪を拡げます。

このため、今まで以上に積極的に地域に出向き、地域住民、ボランティアとの信頼関係を築く中で、協働の場を作り、気になる住民を住民自身が見守る「地域のケアネット活動」の推進と活動母体となる地区社協の運営及び立ち上げを支援し、小地域福祉活動の輪を拡げます。

第3に、社協ならではの在宅介護サービスの提供と経営基盤の強化に努めます。

介護サービス事業者が相次いで市内に参入するなど、在宅介護事業の競争は激化していますが、高い公共性を持つ事業所として、採算に合わない山間地利用者や、処遇困難利用者などに対しても社協ならではの手厚い介護サービス提供に努めます。また、このためのマンパワー確保とさらなるサービスの向上を図るとともに、介護保険法改正に対応したデイサービスの時間延長態勢整備をはじめとする経営基盤の強化に努めます。

重点目標

1. 災害対策の強化を図ります。

東日本大震災被災地の支援を継続するとともに、その教訓を活かし、高い確率で発生が予想される東海、東南海、南海の3連動地震災害に備え、新たに災害支援積立金を創設し、社協の総合的防災体制整備を進めます。また、行政や近隣市町、関係機関と連携した総合防災訓練、地域防災訓練を実施するとともに、県内社協との協力の下で独自の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施するほか、孤立が危惧される金谷・川根地区においての図上訓練の実施など、本番を想定した災害訓練強化に努めます。併せて災害時のボランティア人材育成のための講座を開催します。

- (1) 東日本大震災被災地支援の継続と災害支援積立金の創設（新規）
- (2) 被災地を支えるボランティア助成事業（新規）
- (3) 防災資機材整備と非常食料品の備蓄（新規）
- (4) 社協災害マニュアルの整備（新規）
- (5) 総合防災訓練、地域防災訓練と連携した訓練の実施
- (6) 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催（新規）
- (7) 災害にも負けないまちづくり講座等啓発講座の開催

2. 小地域福祉活動のさらなる推進と地区社会福祉協議会の立ち上げ支援に努めます。

地区担当職員を中心に地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の活動支援及び設立に向けた支援を強化します。特に重点地区である金谷地区、川根地区及び六合東町地区については本年度内の地区社協設立を目指します。加えて、新たに、伊太小学区、阿知ヶ谷・東光寺地区、初倉地区を強化地域とし、自治会や民生委員をはじめ地域包括支援センターや関係機関と連携し地区社協の設立のための準備協議を進めます。

また、気になる住民を住民自身が見守る「地域のケアネット活動」を推進するとともに地域における福祉活動の推進役である地区社協が、より充実した活動を進められるよう以下の人材育成や事業支援、財政支援に努めます。

(1) 小地域福祉活動団体ネットワーク会議の充実

各地区社協代表者と設立準備中の地域代表者との「小地域福祉活動団体ネットワーク会議」を継続し、情報交換や学習会を通じて相互理解を深める中で、関係団体の連携を強化し、市内全域での小地域福祉活動の活性化、地区社協の立ち上げ促進を目指します。

(2) 地区社協活動についての情報提供と啓発活動の推進

地区社協立ち上げマニュアルとして「地区社協活動の手引き」を作成するとともに、先進地事例などの情報提供により、地区社協への理解を広げます。

(3) 地域福祉出前講座の実施と地域人材の育成（新規）

地域向けリーダー講座やレクリエーション講座、福祉学習講座などの福祉出前講座を実施し、地区社協の人材育成と新規事業の取り組みを支援します。

(4) 地区懇談会の開催

地域住民の生活課題を把握、整理し、小地域福祉活動の進め方について共に考えていく機会とするため、市内すべての小学校区（18か所）において地区懇談会を開催します。

(5) 地域包括支援センターとの連絡会の開催（新規）

小地域福祉活動を進める上で重要な役割を担う市内6か所の地域包括支援センターと社協職員との連絡会を定期的で開催し、相互の連携強化を図ります。

3. 介護保険事業のサービス向上と経営基盤の強化に努めます。

減少傾向にあった在宅訪問サービスの内、訪問介護サービスについては、土日祭日・年末年始のサービス提供により利用者の増加が認められ、また、居宅介護支援事業においても24時間相談体制の整備により経営状況が好転するなど、介護保険事業については、黒字を基調とした安定した経営状況が続いています。

しかし、介護サービス事業者が相次いで市内に参入するなど競争は激化しており、利用者を安定して確保していくため、今まで以上に質の高い介護職員の養成やよりきめ細やかなサービス提供に努めていくことが求められています。このため、内部研修やケース検討会の充実強化、外部研修への積極的参加をはじめ、業務遂行上必要になる介護福祉士やケアマネ資格取得を引き続き計画的に進めます。

一方、本年度の介護報酬改定に対応するため、デイサービスの提供時間を1時間延長するための職員態勢を整えます。また、5月で打ち切られる介護職員処遇改善交付金については、介護職員確保のため、介護報酬アップ分を活用し、当社協独自で継続していきます。

4. コンプライアンス（法令遵守）と危機管理のさらなる徹底を図ります。

相次いだ他市社会福祉協議会における不祥事は、社協に対する信用失墜を生み、今後の社協会費や共同募金運動に大きな影響を及ぼすだけでなく、社会福祉協議会の存在そのものが問われかねない厳しい状況を生んでいます。

島田市社協では、金銭管理については高い危機管理意識を持ち、銀行印と預金通帳の分離管理をはじめ、会計管理者による毎月の収支報告書と通帳残高の一致確認、金庫からの金銭出し入れの際の鍵の管理と立会いの徹底、さらに領収書は連番複写式とするなど、不祥事を生じさせない内部牽制態勢で臨んでいます。

今回の事件を契機に、もう一度、基本に立ち返り、市民に「信頼される」社協となるようコンプライアンス及び危機管理のさらなる徹底を図ります。

(1) 中間監査の実施（新規）

年1回の監査員の定期監査に加え新たに中間監査を実施します。

(2) 内部会計監査担当者の設置（新規）

会計責任者、出納責任者、会計職員のほか、新たに内部会計監査担当者を設置し、関係法令及び経理規程に基づいて適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監視させます。

(3) コンプライアンスに関する研修の実施

社協職員のコンプライアンス意識の向上を図るため経理規程、出納業務の内部チェック体制整備等について定期的に職場内研修を実施します。

(4) 物品契約・財務会計事務担当者研修の充実強化

会計職員の資質を高めるため外部専門研修等を積極的に受講させます。

(5) 組織体制の改善・不祥事を起こさない仕組みづくりの研究

5. 組織運営の充実強化を図ります。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する公共性の高い民間団体として、その使命と経営理念を実現するために以下に配慮した組織運営に努めます。

(1) 住民ニーズに基づく事業の実施

住民主体を基本とし、会費・共同募金・寄付金など寄付者等の善意に応えるため、住民ニーズに基づいた事業実施に心がけます。

(2) PDCAサイクルに基づく事業管理の徹底と事業評価の実施（新規）

実施する全ての業務について、PDCAサイクルに基づく事業管理を徹底するとともに終了した個々の事業については職員による事業評価を実施し「提供するサービスの質の向上」や「効率性の確保」、「経費の縮減」などの改善に努めます。

(3) 社協事業PRの強化と事業協力者の確保

社協の理解者・協力者となる地域福祉サポーターを増やすとともに、市民に対する活動内容の「見える化・魅せる化」に向けてマスコットキャラクター「はーとちゃん」を活用した本会のPRの展開とホームページの充実を図ります。

6. ボランティア活動の活性化とネットワーク強化に努めます。

社協内のボランティアセンター機能を再編強化し、ボランティアの登録者数を増やすとともに、社協掲示板、広報、ホームページにボランティアコーナーを設置し、ボランティア活動についての理解と参加を進めます。また、人材育成のためのボランティア養成講座を開催するとともに、福祉団体、ボランティア等のネットワークを強化するためボランティアネットワーク会議の継続と充実、さらには災害ボランティア活動についての資金支援強化に努めます。

(1) ボランティアコーナーの設置（新規）

「みんなのふくしだより」、社協掲示板、ホームページにボランティアコーナーを設置しボランティア活動についての理解と参加、ボランティア登録を呼びかけます。

(2) ボランティア団体ネットワーク会議の充実

2年目を迎えるネットワーク会議をさらに充実し、ネットワークの輪を広げます。

(3) ボランティア養成講座の開催（新規）

ボランティア団体との共催で人材育成のためのボランティア養成講座を開催します

(4) ボランティア活動に対する助成金の拡充（新規）

被災地での個人のボランティア活動についての新たな資金支援を開始します。

7. 福祉教育の充実を図ります。

福祉教育の推進については、県の「地域福祉教育実践校」指定が終了したことを契機として、手あげ方式を加えた市社協独自の実践校指定を継続します。また、児童生徒が将来の地域福祉の担い手となるよう福祉教育推進プログラムを組み込んだ「福祉教育のススメ」を作成し、市内全校を対象とした福祉出前講座を積極的に展開します。さらに企業や地域住民に対する福祉教育支援を強化し、ノーマライゼーション理念の実現を目指します。

(1) 市社協独自の福祉教育実践校の指定の継続と活動支援

指定予定の8校に加え、新たに手あげ方式による学校指定を行い福祉教育を支援します。

(2) 福祉教育の手引書「福祉教育のススメ」の作成（新規）

出前講座の資料として福祉教育の手引書「福祉教育のススメ」を作成します。

(3) 学校への福祉出前講座の積極的展開

従来の車イス体験、高齢者擬似体験、アイガイド体験や障がいを持つ人々との交流などに加え、新たに災害ボランティア経験者や子育て中の母親、収集ボランティアなどの講話などメニューを充実し、社協職員やボランティア、地域住民による出前講座を展開します。

(4) 夏休み福祉体験学習（新規）

小学校4年生から高校生までを対象に4つのコースを準備し、選択制による福祉体験学習を実施します。

(5) 企業や地域住民に対する福祉教育の強化（新規）

学校教育の場だけでなく、企業や各種団体、地域住民に社協職員自らが働きかけ、福祉出前講座を実施し、市民全体への福祉教育理解を進めます。

8. 地域福祉活動を支える財源の確保に努めます。

地域福祉活動を支える最も重要な自主財源である会費について、自治会長の協力を得て、住民会員の加入促進と増強を図るとともに、賛助会員については社協職員自ら新規開拓を行い社協への理解と事業の周知を図ります。

また、共同募金委員会と協力し、赤い羽根共同募金推進用自動販売機の増設を図るとともに、駐車場管理運営事業においては、利用契約者を増やし自主事業による財源の確保を行います。

さらに社会福祉基金、ボランティア基金、介護保険事業基金や各種積立金の運用により安定した財源確保を図ります。

9. 職場環境のさらなる改善を進めます。

3年間、職場環境委員会を中心に継続的に職場環境改善に取り組んできた結果、職場内の整理整頓、あいさつ、接遇、文書管理、職員間のコミュニケーションなどについて改善が認められてきています。また、交通安全委員会の取り組みによって、平成23年度の事故・違反件数を大幅に減少することができ、衛生委員会についても、産業医による健康診断結果の個別指導や、喫煙の弊害や歯周病予防に関わる研修会を開催するなど活発な委員会活動がなされました。

一方、平成23年度新設されたファイリング委員会においては各職場の実地指導を実施し、出先を含めたファイリングレベルの向上を図ることができました。

本年度についても、各委員会の機能強化を図るとともに、職員全体研修会を実施し、さらなる職員の意識改革、資質向上と職場環境の改善に努めます。

(1) 交通安全委員会の開催

(2) 衛生委員会の開催

(3) 職場環境委員会の開催

(4) ファイリング委員会の開催

(5) 職員全体研修会の実施

事業の概要

1. 地域福祉事業

(1) 福祉啓発、情報提供機能の充実

社会福祉協議会に対する理解と認識を高め、市民の福祉活動を促進するため次の事業を実施します。

- ① 広報紙「みんなのふくしだより」の発行（隔月発行、特集号2回）
社協事業・ボランティアセンター情報、市内福祉活動・ボランティア活動団体の活動紹介や、小地域福祉活動を実践している地区社協活動 PR を行います。
- ② ホームページによる広報
社協活動の紹介、ボランティア活動情報（ボランティアコーナー）などをタイムリーに掲載していきます。
- ③ 島田市社会福祉大会の開催
社会福祉に功労のあった方々への感謝と、市民の社会福祉に対する意識の向上及び地域福祉活動の啓発のために、市民参加による社会福祉大会を開催します。
- ④ ふれあい広場の開催
子どもから大人までが楽しく福祉について学習する機会として、また新たな人の輪を広げる場として「ふれあい広場」を開催します。
- ⑤ 地区ふれあいまつり参加
市内各地区で開催される地域行事に参加し、社協活動及び共同募金 PR 活動を行いながら、地域と交流する機会をつくります。

(2) 福祉のまちづくりの推進

地域福祉推進の中核としての役割を果たせるよう、地域福祉活動計画に基づき、地域住民の積極的な参加と様々な団体との協働による福祉のまちづくりを支援します。

- ① 地区社協、地域ふれあい活動団体等補助金
地区社協や地区福祉の会、高齢者ふれあいサロン団体等に対する運営費補助を行い団体等の活動支援を行います。
- ② ボランティア団体等補助金
ボランティア活動を行う組織団体に対して運営費補助を行い団体の活動支援を行います。
- ③ 地域福祉サポーター事業
地域福祉活動の推進役となる人材を育成するため、市民にサポーターとして登録していただき、社協主催事業や小地域福祉活動事業などへの積極的参加をいただきます。
- ④ 地域福祉活動推進委員会の開催
平成23年度に策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の進行管理と小地域福祉活動の推進のため推進委員会を開催します。

(3) 福祉学習の推進

児童生徒に対して学習の機会や教材等を提供し、理解と関心及び意識を高め、福祉の心を育てるとともに福祉活動への参加の動機づけを図ります。また、学校及び担当教諭との連携を深め福祉教育プログラムづくりや連絡会を開催します。併せて企業や地域住民への福祉教育出前講座を実施します。

- ① 福祉教育実践校の指定事業
- ② 福祉教育学校支援事業
- ③ 福祉教育連絡会
- ④ 夏休み「ふくし」体験学習事業（新規）
- ⑤ 企業・地域への福祉出前講座の実施（新規）

(4) 障がいのある人たちへの支援

障がいのある方やその家族が自立した生活、社会参加ができるよう支援します。

- ① 重度障害者等移動支援車両貸出事業
既存の交通機関を利用することが困難な要援護者の社会参加を促進するためリフト付き車両の貸出を行います。
- ② 車いす貸出事業
一時的に歩行困難な方を対象に車いすを無料貸出し、日常生活の向上、健康増進及び家族介護負担の軽減を図ります。
- ③ 障害者訪問介護サービス・入浴サービスの提供

(5) 高齢者を支える福祉活動の実施

高齢者や要介護者を抱える家族が孤立することなく安心した地域生活が送れるよう支援します。

- ① ふれあいコール事業
ひとり暮らし高齢者を対象に電話による安否確認や健康チェックを行うとともに、孤独感の解消を図ります。
- ② 家族介護教室事業
介護の知識を深め、介護技術の向上のため介護教室を開催します。
- ③ 家族介護者交流事業
- ④ シニアクッキング講座
- ⑤ ふれあいサロンへの支援
- ⑥ 訪問介護員養成研修の実施（ホームヘルパー養成研修2級課程）

(6) 子育て家庭への支援

子育て家庭が、地域の中で孤立することなく、安心して子育てができるよう地域の子育て活動を支援します。

- ① 子どもの遊び場整備事業
市内公園に設置してある遊具の修繕費の一部を助成し、子どもたちが安心して遊べる環境づくりを図ります。

- ② チャイルドシート貸出事業
チャイルドシート購入が困難な世帯に対し貸出を行います。
- ③ ピッカピカの1年生応援事業
小学校入学者のいる家庭で、経済的支援が必要な世帯を対象に、学用品購入のための費用の一部を助成します。
- ④ 子育てサロン・サークルの支援

(7) ボランティア活動の推進

ボランティアセンターとしての機能の充実強化を図るため、啓発・普及活動を推進するほか、市民が積極的にボランティア活動に参加できるよう養成講座の開催、並びにボランティア活動の活性化や情報提供など、ボランティア団体への活動支援を行うほか、関係機関・団体とが連携がとれるようネットワークの構築を進めます。

- ① ボランティア活動保険助成事業
市内在住のボランティア保険加入者に対して保険料の一部を助成します。
- ② 福祉レクリエーション講座
地域のボランティア活動や小地域活動福祉活動を推進するためレクリエーション講座を開催し活動者の養成を図ります。
- ③ ボランティア活動室管理事業
ボランティア団体及び地域福祉活動団体の活動支援のためボランティア活動室の貸出を行います。
- ④ ボランティア・地域福祉活動資機材購入助成事業
市内で地域福祉活動を主に行っているボランティア団体や地域福祉活動団体の事業拡充を図るため、必要な資機材購入の助成を行います。
- ⑤ 傾聴ボランティア養成講座
地域における高齢者の見守り活動の推進の核となる人材の育成のため、傾聴技法の養成講座を実施します。
- ⑥ 収集ボランティア事業
ボランティア活動や地域貢献活動のきっかけとなるように、市民・企業・学校などに対して「使用済み切手、入歯、プリペイドカード、ベルマーク、書き損じはがき、ボトルキャップ」収集などの身近なものでできるボランティア活動の推進を図ります。また収集されたものの回収や整理を行うボランティアの育成を図ります。
- ⑦ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練
災害発生時から多くのボランティアが参集することが予想されるため、ニーズ把握や調整など円滑に運営できるよう立ち上げ訓練を実施します。
なお、特に本年度は、災害ボランティアコーディネーター等と協働で立ち上げ運営訓練を実施します。
- ⑧ 災害ボランティアコーディネーター養成講座（新規）
災害時のリーダーとなる人材育成のための養成講座を開催します。

(8) 相談援助事業の推進

日常生活における住民からの幅広い相談に応じ、関係機関との連携による事態の深刻化の予防、防止、また相談者自身による解決策への助言等、問題解決への支援のため次の事業を実施します。

- ① 専任相談員による福祉総合相談事業の実施（月曜日～金曜日）
- ② 弁護士による法律相談の開催（月1回）

(9) 日常生活自立支援事業（権利擁護事業）

日常的な金銭管理等に不安を感じている高齢者、障がい者などが安心して日常生活を送れるよう専門員及び生活支援員を配置し、相談業務及び支援計画の作成などを行います。

- ① 日常生活自立支援事業の啓発
- ② 福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類預かりサービスの実施
- ③ 支援専門員及び生活支援員連絡会の開催

(10) 生活困窮世帯への支援事業

市内に居住し、生活に困窮する低所得者・障がい者・高齢者等に対して、資金の貸付と必要な援助指導を行い、経済的自立促進を図り、安定した生活が送れるよう支援を行います。

- ① 資金貸付による支援
 - ア 小口資金貸付
 - イ 高額療養費貸付
 - ウ 生活援護費貸付
 - エ 高等学校等卒業・進級支援金貸付
 - オ 生活福祉資金貸付（県社会福祉協議会事業）
- ② 生活困窮世帯への食料品等の支援
生活困窮世帯を対象にお米券、食料品の支給を行います。
- ③ ライフライン復旧支援
年間を通じて、ガス・水道・電気のライフライン停止者への復旧支援を行います。
- ④ 旅費欠乏者へのJR切符及び食料品支給援助

(11) 歳末たすけあい運動事業の実施

共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう次の事業を展開します。

- ① 年越し支援金贈呈事業
経済的な理由により新たな年を迎えることが困難な世帯に対して支援金を贈呈します。
- ② ライフライン復旧支援事業
新たな年を迎える時期にライフライン停止世帯への復旧支援及び生活支援を行います。
- ③ 在宅寝たきり介護家庭支援事業
在宅で寝たきり介護者のいる家庭に介護用品を贈呈します。

- ④ 年末年始交流事業助成事業
地域で実施する福祉交流事業に対して助成をします。
- ⑤ 思いやり商品券贈呈事業
年越し支援金の対象にならず、それに準ずる世帯に対して生活を支えるため商品券を贈呈し支援します。

2. 地域包括支援センター事業（受託事業）

金谷中学校区及び川根中学校区地域包括支援センター事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、総合相談、見守り、介護予防等の総合的なワンストップサービス事業を実施します。

- (1) 地域におけるネットワーク会議の実施
- (2) 社会福祉士を中心とした総合相談の実施
- (3) 虐待防止などの権利擁護事業の実施
- (4) 介護予防プランの作成と指導
- (5) 主治医・ケアマネなど関係者による総合的なケアマネジメントの実施

3. 介護予防事業（受託事業）

島田市から委託を受け、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康で生きいきとした生活を送ることができるよう介護予防事業を実施します。

- (1) 生きがい活動支援通所事業
 - ① 生きいきサロン「はつくら」
 - ② 伊久身デイサービスセンター
 - ③ 生きいきサロン「いなり」
 - ④ 生きがい対応型デイサービスセンター「ふれあい」
 - ⑤ 生きいきサロン「さくら」
- (2) げんき教室
 - ① げんき教室「茶つきり」
 - ② げんき教室「さくら」
 - ③ げんき教室「いくみ」

4. 介護予防拠点施設（ふれあい健康プラザ）の管理運営（指定管理）

川根地区において、高齢者の健康で生きいきとした生活と仲間作りの拠点施設となるよう新たなメニューを用意し内容の充実を図ります。

5. 介護保険事業の提供

介護保険等の在宅介護サービスについては、行政や他の事業所と連携を図りながら、高齢者や障がい者等が安心して地域で生活が送れるよう良質で安全なサービス提供に努めます。

- (1) 指定居宅介護支援事業所しまだ・かわね（ケアプラン作成）
- (2) 指定（予防）訪問介護事業所しまだ・かわね（ホームヘルパー訪問）
- (3) 指定（予防）訪問入浴介護事業所しまだ・かわね（訪問入浴）

- (4) 指定（予防）訪問看護ステーション（訪問看護）
- (5) 指定（予防）通所介護事業所北部デイサービスセンター・川根デイサービスセンター
- (6) 指定居宅介護事業所しまだ・かわね（自立支援事業）

6. 障害福祉サービス事業の提供

障がい者の在宅福祉を支える自立支援事業サービス提供事業者として、利用者が安全で安心して在宅で生活するためのサービスを提供します。

- (1) 居宅介護事業（身体障害者、知的障害者、精神障害者へのヘルパー訪問）
- (2) 重度訪問介護事業（重度障害者へのヘルパー訪問）
- (3) 移動支援事業（障がい者の社会生活上必要となる外出の支援）

7. 介護保険対象外サービスの提供

高齢者・障がい者が安心して在宅で生活するため、利用者の立場に立ち介護保険制度にとられない在宅介護サービスを提供します。

(1) 障害福祉サービス事業のメニュー外サービスの提供

- ①身体障害者訪問入浴事業（行政委託事業）
- ②身体障害者施設入浴事業（行政委託事業）

(2) 特定高齢者及び介護保険対象外サービスの提供

- ①生活管理指導員派遣事業
- ②介護保険対象外生活支援事業（島田市社協独自サービス）